

## 「（仮称）静岡市こども計画」について

I	はじめに.....	1
1	計画策定の理由.....	1
2	計画の構成案.....	1
II	計画の構成.....	2
第1章	計画策定にあたって.....	2
第2章	計画策定の背景.....	3
第3章	計画の基本方針.....	4
第4章	こども施策の展開.....	5
第5章	こども施策を推進するために必要な事項.....	6
第6章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の 見込み・確保方策.....	8
資料編	.....	10



# I はじめに

## 1 計画策定の理由

静岡市では、これまで次世代育成支援対策推進法や子ども・子育て支援法、子ども・若者育成支援推進法などに基づき、「すべての子育て家庭が安心して子育てができ、すべての子どもが健やかに成長し、進んで社会に参画していく若者となること」を目的とした「静岡市子ども・子育て・若者プラン」を策定し、こども・若者や子育て当事者への支援施策を総合的に推進してきました。

現行の「静岡市子ども・子育て・若者プラン（令和2（2020）年度～令和8（2026）年度）」は、本年度をもって計画期間が終了となりますが、引き続き本市におけるこども・若者・子育て支援施策を総合的・継続的に推進していくために、次期計画を策定する必要があります。

今回の策定にあたっては、第5次静岡市総合計画の目指すべき姿やこども基本法の趣旨、国が定めるこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」として位置付け、かつ、その他こども施策に関する個別計画を包含することを想定しています。

【参考】「第5次静岡市総合計画」、「こども基本法」、「こども大綱」、「静岡県こども計画」の理念

<第5次静岡市総合計画 こども・子育て分野の目指すべき姿>

温かい地域社会に支えられ、日本一安心してこどもを産み育てることができ、こども・若者が健やかに育つまち

<こども基本法の理念>

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的している。

<こども大綱の理念>

・こども大綱は、「こどもまんなか社会」を目指している。  
・「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

<静岡県こども計画の理念>

すべてのこども・若者のこえをまんなかに、誰もが自分らしく幸せに生きることができる社会の実現

## 2 計画の構成案

計画目次【資料1-2】参照

## II 計画の構成

### 第1章 計画策定にあたって

#### 1 計画策定の趣旨

子ども・子育てや若者支援をめぐる社会情勢の変化、静岡市の計画策定の背景や目的を記載。

#### 2 計画の位置付け

##### (1) 法的な位置づけ

次世代育成支援対策推進法や子ども・子育て支援法等の法的な位置づけを記載。

	計画名	根拠法	定める内容(概要)	義務度	法定計画期間	現計画	新計画
1	市町村子ども計画	子ども基本法 第10条	市町村内の子ども施策の基本方針、各年代の支援、貧困対策、子育て支援、社会参画、他計画との統一的整理	努力義務	なし		○
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	教育・保育・地域子育て支援の「量の見込み」と提供体制の整備方針を定める計画	義務	5年を1期	○	○
3	市町村行動計画(次世代育成支援)	次世代育成支援対策推進法 第8条	子育てと仕事の両立、住環境整備、地域の子育て支援など総合的な次世代育成施策	任意	5年を1期 ※ただし、事務連絡にて、任意の期間に設定することを認めている	○	○
4	市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条	子ども・若者の成長支援(教育・福祉・就労支援・社会参加等)を総合的に定める	努力義務	なし	○	○
5	ひとり親家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条	ひとり親家庭の生活安定・自立支援(就業支援・生活支援・子育て支援など)	努力義務	なし ※ただし基本方針にて原則5年、事務連絡で「自治体判断で期間設定可能」	○	○
6	子どもの貧困対策市町村計画	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条	子どもの貧困改善のための教育支援・生活支援・就労支援・経済的支援など	努力義務	なし	○	○

##### (2) 本市における他計画との関係

###### ① 本市の他の行政計画との関係について記載

ア) 関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定。

イ) 計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を推進。

###### ② 上位計画・関連計画について記載

「記載を想定している計画」

ア) 第5次静岡市総合計画

イ) 静岡市教育大綱

ウ) 第4次静岡市地域福祉基本計画

エ) 第3期静岡市教育振興基本計画

オ) 静岡市障がい者共生のまちづくり計画

#### 3 計画の期間

令和9年度から令和17年度までの9か年を計画期間とする。(第5次静岡市総合計画の期間に合わせて設定)ただし、一体的に策定する子ども・子育て支援事業計画については法定計画であり、令和6年度に策定済みのため、計画期間令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

## 4 計画の対象

市内のすべての子ども・若者、子育て当事者、子ども・若者を取り巻く社会のすべての構成員（家庭、地域、学校、職場等）を対象とする。

本計画における「子ども」の対象年齢は、「子ども基本法」と同様に、特定の年齢で必要なサポートが途切れることのないよう、心と身体の発達過程にある者を広く「子ども」とする。

また、「若者」の定義は、思春期のうち高校生年代と青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）及び施策によってはポスト青年期（青年期を過ぎ、40歳未満）の者とする。

---

## 第2章 計画策定の背景

---

### 1 少子化をめぐる状況

静岡市の人口減少、少子化の進行、婚姻と出産、希望子ども数の減少に関する統計数値について記載。

### 2 子どもと家庭を取り巻く環境

女性の就労状況、男性の家事・育児の参画、保育所等の待機児童に関する統計数値について記載。

### 3 子ども・若者が直面する問題

支援を必要とする子ども、不登校・いじめ・自殺等、多様性についての理解、予測困難な時代に関する事項、統計数値を記載。

### 4 各種調査からみる静岡市の現状

これまで実施したアンケート調査結果について記載。

- ・静岡市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」
- ・静岡市出生動向基本調査
- ・静岡市こどもの生活実態調査
- ・静岡市子ども・若者実態調査
- ・ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査
- ・（仮称）静岡市子ども計画策定に係るアンケート調査（今後実施予定）

### 5 課題の整理・前プランの検証

少子化をめぐる状況、子どもと家庭を取り巻く環境、子ども・若者が直面する問題に関する静岡市の課題を記載。

また、「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の目標達成状況について記載。

## 第3章 計画の基本方針

「第5次静岡市総合計画」「こども基本法」「こども大綱」「静岡県こども計画」（静岡県こども幸せプラン）の内容を勘案して記載。

### 1 基本理念

計画のめざすまちの姿、目標を設定。

設定にあたっては、以下の理念を融合させる。

#### ①「第5次静岡市総合計画」 目指すべき未来像

温かい地域社会に支えられ、日本一安心してこどもを産み育てることができ、こども・若者が健やかに育つまち

#### ②こども基本法 理念

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的している。

#### ③こども大綱 基本理念

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

#### ④静岡県こども計画 基本理念

すべてのこども・若者のこえをまんやかに、誰もが自分らしく幸せに生きることができる社会の実現

### 2 基本方針

基本理念を実現するための横断的視点となる基本方針を、①こども・若者の権利保障、②こども・若者・子育て当事者の意見反映、③ライフステージに応じた切れ目のない支援、④貧困・格差の解消、⑤若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現の5点から設定。

### 3 施策の体系

体系図（案）【資料1-3】参照

## 第4章 こども施策の展開

静岡市におけるこども施策の具体的な展開について整理する。

- ・市民にとってわかりやすい説明となるように、基本施策として次の3つに区分する。

- I ライフステージを通じた施策
- II ライフステージ別の施策
- III 子育て当事者への支援に関する施策

- ・基本施策の下に施策の柱及び施策をたて、それぞれ以下の内容を記載。

【現状と課題】

【施策の方向性】

【主な取組】

(記載イメージ)

I ライフステージを通じた施策

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

施策1-① こどもの権利・人権に関する理解促進

【現状と課題】

- \*\*\*\*
- \*\*\*\*

【施策の方向性】

- \*\*\*\*
- \*\*\*\*

【主な取組】

主な取組	事業概要	事業の対象者									担当課
		妊婦	0-2歳児	3-5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	
****	****	○	○	○	○	○	○	○	○	○	××課
****	****	○	○	○	○						××課
****	****				○	○					××課
****	****	○	○	○	○						××課

主な取組について、

- ・ 事業概要
- ・ 事業対象者の区分
- ・ 担当課

を記載する。

---

## 第5章 こども施策を推進するために必要な事項

---

第4章までに示したこども施策を着実かつ効果的に推進していくために、こども・若者の社会参画や意見反映の取組、施策を支える共通基盤、推進体制及び進捗管理の考え方について整理する。

### 1 こども・若者の社会参画・意見反映

#### (1) 社会参画や意見表明の機会の充実

年齢や発達段階に応じた多様な形で、こども・若者が意見を表明し、社会参画できる機会の充実を図る。あわせて、家庭、学校、地域、行政など、こども・若者が身近な場で意見を表現しやすい環境づくりを進める。

#### (2) 多様な声を施策に反映させる工夫

こども・若者や子育て当事者の幅広い声を把握するため、ワークショップやアンケート、意見聴取の場の工夫などを通じて、多様な声を収集する。

収集した意見については、施策の検討や見直しに活用するとともに、どのように施策に反映されたかが分かるよう、分かりやすい情報発信に努める。

### 2 こども施策の共通の基盤となる取組

#### (1) 支援体制の構築・強化

こども・若者や子育て当事者をめぐる課題は、多分野にまたがり、複雑化・多様化していることから、単一分野での対応には限界がある。

このため、庁内関係部署や関係機関、地域、民間団体等との連携を強化し、切れ目のない包括的な支援体制の構築を図る。

あわせて、相談・支援に携わる人材の確保・育成や、関係機関間の情報共有の充実に取り組む。

#### (2) 社会全体で、未来を担うこども・若者と子育て家庭を応援するための意識改革・情報発信

こども・若者の権利や計画の趣旨について理解を深めるとともに、社会全体で支え合う意識の醸成を図る。

また、必要な支援が必要な人に届くよう、分かりやすく丁寧な情報発信に取り組む。

### 3 施策の推進体制等

#### (1) 社会全体での取り組み推進

本計画の推進にあたっては、行政が中心となりつつ、家庭、地域、学校、関係団体、事業者等との連携・協働を図ることにより、社会全体でこども施策を推進していく。

#### (2) 推進体制

静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会及び静岡市次世代育成支援対策推進会議をもって推進することを記載。

## 4 数値目標（指標）の設定と進捗管理

### （１）数値の目標（指標）の設定

本計画における施策の効果を客観的に把握するため、基本施策や取組に応じた数値目標（指標）を設定する。

指標については、国や県の動向、市の実情を踏まえ、適切なものを選定する。

### （２）計画の進捗管理

毎年度、「実施状況や効果などについて点検・評価→静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会における審議→公表」を行う。

施策の展開（実施取組）については、点検・評価により見直す必要があれば、修正・追加していくことを記載。

## 第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

令和7年度に策定した「静岡市子ども・子育て支援事業計画」の内容を掲載する。

### 1 提供区域の設定

「教育・保育提供区域」及び「量の見込み」の考え方を記載。

### 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

「教育・保育」について、提供区域ごと、令和7年度から5年間の「量の見込み」、「確保方策」を年度ごとに記載。

#### ●「教育・保育」 記載イメージ（現行プラン抜粋）

静岡市全体

量の見込みと確保方策

	令和7年度 (2025年度)					令和8年度 (2026年度)				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育 利用希望	左記 以外	0歳	1-2歳		学校教育 利用希望	左記 以外	0歳	1-2歳
①量の見込み	5,216	7,513		1,801	4,986	4,922	7,326		1,791	5,012
		718	6,795				702	6,624		
②確保方策										
特定教育・保育施設	6,569	9,000		1,371	4,392	6,419	9,038		1,371	4,412
確認を受けない幼稚園	460	-		-	-	460	-		-	-
特定地域型保育事業	-	45		305	648	-	45		305	648
事業所内保育事業 <sup>※1</sup>	-	-		24	57	-	-		33	73
幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	-	-		-	-	-	-		-	-
待機児童園	-	-		87	21	-	-		87	21
②-①過不足	1,813	1,532		△14	132	1,957	1,757		5	142
保育利用率 <sup>※2</sup>				47.0%	68.6%				47.9%	69.2%

確保の内容

	令和7年度 (2025年度)				令和8年度 (2026年度)			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①幼稚園の認定こども園移行	△99	99	9	60	-	150	15	60
	2か所				5か所			
②既存保育施設の定員変更	△51	△61	△9	△40	-	△15	22	44
	3か所				17か所			
③事業所内保育事業における 地域枠の拡大	-	-	9	16	-	-	2	4
	6か所				1か所			

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごと、令和7年度から5年間の「量の見込み」、「確保方策」を年度ごとに記載。

#### ●「地域子ども・子育て支援事業」 記載イメージ（現行プラン抜粋）

例) 利用者支援事業（①葵区）

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み		9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
②確保の内容	保育コーディネーター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	子ども未来サポーター	2か所	3か所	5か所	6か所	8か所
	合計	3か所	4か所	6か所	7か所	9か所
不足		△6か所	△5か所	△3か所	△2か所	0か所

### 4 幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用と質の向上のための取組

《記載内容》

- ① 認定こども園の普及に係る基本的考え方
- ② 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組
  - ア) 外国につながる幼児への支援・配慮について
  - イ) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

例) 教育・保育施設や地域型保育事業等の相互の連携や小学校等との連携の推進方策  
 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上  
 幼児教育アドバイザーの育成・配置

※新制度における任意記載事項（県事業との連携方策等）は、現計画の内容、計画の体系、他の実施事業との関連性を踏まえて記載を決定。

---

## 資料編

---

庁内会議（次世代育成支援対策推進会議）組織図、児童福祉専門分科会委員一覧、策定の経過等を記載。